

## 2023年度 第11回 道東ブロックカブスチャレンジリーグ U-13

- 1 主 旨 日本サッカー界の将来を担うユース(15歳以下)の選手たちのサッカー技術の向上と健全な心身の育成を図ることを目的とし、第3種年代の加盟チーム全てが参加できる大会として、本大会を実施する。この主旨を受けて(公財)北海道サッカー協会として本大会を開催する。
- 2 名 称 2023年度 第11回 道東ブロックカブスチャレンジリーグ U-13
- 3 主 催 公益財団法人北海道サッカー協会
- 4 主 管 道東ブロックカブスリーグ実行委員会、釧路地区サッカー協会、オホーツク地区サッカー協会、根室地区サッカー協会、一般社団法人十勝地区サッカー協会
- 5 後 援 北海道、北海道教育委員会、公益財団法人北海道スポーツ協会、北海道中学校体育連盟、開催地(市町村)教育委員会
- 6 期 日 2023年5月3日(水)~10月7日(土) ※別紙開催日程参照  
新型コロナウイルス感染症の感染・感染拡大防止のため、変更もあり得る。
- 7 会 場 基本的にセントラル開催方式とするが、新型コロナウイルス感染症の感染・感染拡大防止のため、2会場に分かれての分散開催もあり得る。  
※別紙開催日程参照
- 8 参加資格 (1) 本リーグ参加申込締切日までに(公財)日本サッカー協会に第3種登録した加盟チームであること。  
(2) (1)項のチームに登録され、かつ、高円宮杯JFA U-15サッカーリーグ第15回道東ブロックカブスリーグに参加するチームの中学1年生の選手であること。ただし、学齢の異なる選手が参加を希望する場合、本リーグ参加申込締切日までに、道東ブロックユース部会第3種委員長に申し出ること。  
(3) (公財)日本サッカー協会により「クラブ申請」を承認された「クラブ」に所属するチームについては、同一クラブ内の別のチームに所属する選手を、移籍手続を行うことなく本大会に参加させることができる。この場合、同一クラブ内のチームであれば、複数のチームから選手を参加させることも可能とする。なお、本項の適用対象となる選手の年齢は第4種年代とし、第3種およびそれ以上の年代の選手は適用対象外とする。  
(4) 中学校体育連盟加盟チームは、その中学校に在籍し、かつ(公財)日本サッカー協会の女子加盟チーム選手を、移籍手続を行うことなく、本大会に参加させることができる。ただし、登録している女子加盟チームが本大会に参加している場合を除く。  
(5) 2023年度は、選手数が不足している同種別の複数チームにおける「合同チーム」の大会参加については、次の条件をすべて満たしている場合のみ認める。ただし、11名以上の選手を有するチーム同士の合同は不可とする。また、(5)の内容については、2024年度以降については、道東ブロック実行委員会において、慎重に協議を進め決定していく。
- ア 合同するチーム及び選手はそれぞれ(1)及び(2)項を満たしていること。  
イ 極端な勝利至上主義を目的とする合同ではないこと。  
ウ 大会参加の申込手続は、それぞれのチーム代表者が協議の上、代表チームが行うこと。  
エ 合同チームとしての参加を所属地区サッカー協会第3種委員長及び(公財)北海道サッカー協会第3種委員長が別途了承すること。

- (6) 出場可能な選手が 11 名に充たない場合は、オーバーエージ選手を補充して出場させることを認める。ただし、出場させる選手は、同日開催の U-15 の試合に出場していない選手を優先させること。
- 9 参加チーム 帯北FCU-15、 FC網走U-15、 音更町立下音更・共栄中学校、音更町立緑南中学校、帯広市立南町中学校、帯広市立翔陽中学校、釧路市立景雲中学校、NFCレグルス
- 10 競技規則 大会実施年度の(公財)日本サッカー協会競技規則による。ただし、以下の項目については本大会規定を定める。
- (1) 自由な交代を認める。
- (2) ベンチ入りできる人員は、交代要員を含めその試合に出場する選手とチーム役員5名までとする。
- (3) 本リーグにおいて退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できず、それ以降の処置については本大会の大会規律委員会において決定する。但し、この規定は北海道内の全てのリーグ戦に適用され、本リーグ次戦(以降)の出場停止処分が消化するまでは、他の全てのリーグ戦に出場できない。なお、退場の理由によっては、本大会の大会規律委員会が他大会(リーグ戦以外)の大会規律委員会と連携し、他大会の出場を停止する可能性がある。
- (4) 本リーグ期間中に警告を 3 回受けた選手は、次の 1 試合に出場できない。但し、この規定は北海道内の全てのリーグ戦に適用され、本リーグ戦次戦の出場停止処分が消化するまでは、他の全てのリーグ戦に出場できない。
- 11 競技方法 (1) 参加チームによる 2 回戦制総当たりのリーグ戦方式とする。
- (2) 試合時間は 60 分(30 分ハーフ)とし、ハーフタイムのインターバル(前半終了から後半開始まで)は原則として 10 分とする。
- (3) 順位の決定は次の順序により決定する。
- ①勝点(勝 3 点、引分 1 点、負 0 点)
- ②ゴールディファレンス
- ③総得点
- ④当該チームの対戦成績(勝敗)
- ⑤同総得点
- ⑥リーグ実行委員会による抽選
- 12 懲 罰 (1) 本大会は、(公財)日本サッカー協会「懲罰規程」に則り、大会規律委員会を設ける。
- (2) 大会規律委員会の委員長は実行委員長が兼任する。委員の人選については委員長に一任する。
- (3) 本大会諸規定及び本記載事項にない事例に関しては、大会規律委員会において決定する。リーグ規定に違反し、その他不都合な行為の発生した場合は、そのチームの本リーグへの出場を停止する。
- 13 参加申込 参加チームは、以下の手続きを期日までに完了すること。
- (1) **参加申込は、道東ブロックカブスリーグへの参加申し込みをもって、U-13 への参加申し込みとみなす。2023 年 4 月 11 日 16:00 に変更**
- (2) 選手登録用紙の提出
- ①所定の用紙を E-mail で申込先 A に提出する(上記書類は所属地区サッカー協会経由で(一社)十勝地区サッカー協会→(公財)北海道サッカー協会に送付される)。
- ②1年生の選手で 11 名に充たないチームは、オーバーエージ選手(U-14)の登録を認める。その場合、その選手が道東ブロックカブスリーグに登

録している選手であっても良い。

③選手登録用紙に記載する背番号は、選手固有のものとする。

④提出期限:2023年4月20日(木) 16時まで

(3) 親権者同意書の提出

② 郵送で申込先Bに送付する。

②提出期限:2023年4月20日(木)

(4) 大会参加料は徴収しない。

[申込先]

A 所属地区サッカー協会

B (公財)北海道サッカー協会

〒062-0912 札幌市豊平区水車町5丁目5-41

北海道フットボールセンター内

TEL 011-825-1100 FAX 011-825-1101

C (一社)十勝地区サッカー協会

〒080-0018 帯広市西8条南18丁目3-3 大西ビル2F

TEL/FAX 0155-21-6626

[参加料振込口座]

北洋銀行 木野支店 道東ブロック3種実行委員会

店番号 130 口座番号 0295436

14 追加登録

選手の追加登録は所定の用紙を用い、所属地区サッカー協会を通じて(一社)十勝地区サッカー協会に申請すること。同時に、実行委員長にも直接同様の申請を行うこと。また、選手の移籍に伴う追加登録については移籍手続きを完了してから行うこと。追加登録の申請締め切りは各節の3日前16:00までとする。

(※登録移動ウインドーとは異なることに注意)

15 ユニフォーム

(1) ユニフォーム(シャツ・ショーツ・ソックス)は正の他に、副として正と色の異なるユニフォームを参加申込の際に記載し、各試合に必ず携行すること(FP・GK用共)。

(2) 審判(黒色)と同一または類似したシャツを試合において着用することはできない。

(3) ユニフォームの色・背番号の参加申込以降の変更は認めない。

(4) シャツの前面・背面に選手登録用紙に記載された選手固有の番号を付けること。

(5) その他については、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規程によるが、以下の内容については、従来のユニフォーム規程を緩和する。

① ソックスにテープまたはその他の材質のものを貼り付ける、または外部に着用する場合、ソックスと同色でなくてもよい。

② アンダーシャツ、アンダーショーツ及びタイツの色は問わない。ただし、チーム内で同色のものを着用することが望ましい。

③ ユニフォームのモデルチェンジ等で、ラインやメーカーロゴの有無またはその大きさや位置、襟の形状などにおける微細な相違が認められるユニフォームを着用する選手が混在する場合は、その相違のすべてが解る写真データを、監督会議3日前までに、実行委員長宛送信すること。監督会議において、出場チームがその情報を共有することで、その混在を認めるが、新旧ユニフォームが完全に同色であること。

16 帯同審判員

本大会は相互審判で行う。参加チームは(公財)日本サッカー協会認定審判員(4級以上)2名を必ず帯同させること(監督やチーム役員も可)。

17 監督会議

日時:2023年4月16日(日) 13時00分から(予定)

場所:音更町立共栄中学校3階多目的室 音更町木野西通16丁目2番地

18 負傷及び  
事故の責任  
19 その他

※新型コロナウイルス感染症対策として、Web 会議に変更する場合もある。

リーグ期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。また、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行う。

- (1) 本リーグは実行委員会を組織し運営を行う。委員会は道東4地区サッカー協会第3種委員長及び参加チーム選出の実行委員(各 1 名)で構成し、実行委員長は道東ブロックユース部会第3種委員長が務める。
- (2) 参加チームには運営当番を割り当てる。
- (3) 出場チームは(公財)日本サッカー協会発行の選手証を持参すること。但し、写真添付により、顔の確認ができるものであること。  
\* 選手証とは、(公財)日本サッカー協会 WEB 登録システム「KICKOFF」から出力した選手証・登録選手一覧を印刷したもの、またはスマートフォンやPC等の画面に表示したものを示す。選手証は、試合前にエントリー用紙と同時に大会本部に提出すること。
- (4) 第1試合においては開始 40 分前、第2試合以降は前試合のハーフタイム時に、当該チーム監督はメンバー表 3 枚と選手証、ユニフォーム(明確に判断できる場合は不要)を持参し、担当審判・地区責任者(可能であれば)を加えて大会要項の確認と出場停止選手の確認、ユニフォームの色最終決定をマッチミーティングとして行う。
- (5) 参加資格に違反したり、その他不都合な行為の発生した場合は、そのチームの本リーグへの出場を停止する。
- (6) 開催要項に規定されていない事項については、リーグ実行委員会において協議の上決定する。
- (7) 参加選手は、傷害保険に加入し、リーグでの傷害に対応すること。
- (8) ① 本事業にあたっては、コロナウイルス感染拡大防止のため、「JFA サッカー活動の再開に向けたガイドライン(第 13 版)」を目安として参照し実施する。原則としてチームへの出場自粛要請は行わない。ただし、チーム関係者に多数の感染者がいる場合などはその限りではない。また、自治体による往来自粛要請や、選手在籍中学校による遠征から帰着後の欠席要請等がある場合などは当該試合を延期し、代替日程を編成することを原則とする。やむを得ず、消化試合数に差がある状態で終了せざるを得ない時には、上位・下位リーグの消化試合数が他チームよりも少ないチームのすべてが昇降格や入替戦・プレーオフに関わる可能性がない場合は、消化試合数に差があっても、勝点等はそのままで順位を決定する。また、消化試合数が他チームよりも少ないチームが 1 チームでもそれらに関わる可能性があった場合は、勝点平均(勝点÷消化試合数)で、勝点平均が並んだ場合は、ゴールディフェレンス平均、得点平均の順で順位決定をする。  
② リーグ戦の長期中断、中止となった際は、最終的に全チーム総当たり 1 回戦を消化した場合はその時点での順位を有効とし、総当たり 1 回戦の終了が見込めない時には、実行委員会で協議し決定する。なお、総当たり 1 回戦が未消化の段階で長期中断し、後に再開できる場合、対戦カードの変更により総当たり 1 回戦までの消化が可能である時には、この日程変更を優先して行う。
- (9) 荒天・震災・雷等、不測の事態が発生した場合はリーグ実行委員会において協議の上、対処する。中断・中止・延期することがあることを留意のこと。ただし、試合開始後、荒天またはその他の理由により、試合が中止または中断した場合は、以下の通りとする。

- ①定刻に試合が開始できない、または、試合が中断した場合は、15分間を限度に待機し、試合の開始・再開または中止を、主審と会場運営責任者が協議のうえ決定する。
- ②試合開始ができなかった場合、または前半を終了することができなかった場合、当該試合は不成立とし、後日の再試合とする。前半途中で中断し再開できなかった場合、その時点での得点はすべて無効となる。
- ③前半途中で中断し試合を再開できなかった場合、中断前に警告・退場・退席処分等があった場合は、そのすべてを有効とする。
- ④前半が終了した後の中断後、試合を再開できない場合は、試合成立とする。
- (10) 参加申込用紙等に記載されている個人情報、大会運営の目的のためのみ使用し、第三者に提供しない。また、個人情報は厳重に管理し、大会終了後、責任を持って破棄する。
- (11) 指導者が選手を引率する際の遵守事項
- ①選手の個々の権利、尊厳及び価値を尊重し、平等に扱うこと。
- ②選手の権利及び安全を最優先で扱うこと。
- ③身体に対する暴力行為を行わないこと。
- ④不適切な言葉を使用しないこと。
- ⑤身体に対する暴力行為や不適切な言葉の使用を放置しないこと。
- 上記事項に反する行為が行われた場合は、当該チーム・指導者・選手等に対し、大会役員(マッチウエルフェアオフィサー)により事情聴取が行われる場合がある。
- 20 新型コロナウイルス感染症対策
- (1) 健康チェックシートの提出は不要とするが、大会参加者および関係者は必ず各自で健康チェックシートに記録し管理すること。なお、感染対策担当者は必要に応じて提示を求めることができる。
- [https://www.jfa.jp/about\\_jfa/guideline.html](https://www.jfa.jp/about_jfa/guideline.html)
- (2) 監督は大会期間を通じて感染対策担当者を務める。感染対策責任者は実行委員長が務め、会場感染対策責任者は主管地区第3種委員長と会場運営責任者が務める。選手・チーム役員・審判員・大会運営等関係者・引率保護者・観客など会場にいる全ての者は、会場感染対策責任者の判断・指示等に従わなければならない。また、試合前に、各チームの感染対策担当者とのミーティングを実施する。ガイドラインにおいて、これらの担当者や責任者の擁立が不要となった際には、その通りとする。
- (3) 大会参加者及び関係者は以下の観点から自身の健康状態について問題のないことを確認し、体調不良者は参加させないこととする。
- ・平熱を超える発熱
  - ・咳(せき)、のどの痛みなどの風邪症状
  - ・だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)
- (4) 本要項に記載されていない事項については、本大会実行委員会において協議の上、決定する。

以上